

申告前に書類の確認を！

◆申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください。
(□欄を使って確認してください。)

所得の種類	持参するもの	
すべての方	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 生命保険料支払証明書 <input type="checkbox"/> 保険税・介護保険料の領収書 <input type="checkbox"/> 国民年金・農業者年金掛金領収書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書（通院のため要した交通費の領収書も） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（寝たきりの場合は前もって税務課に申し出てください。）	<input type="checkbox"/> 地震（損害）保険料支払証明書（地震保険、火災保険、建物共済など） <input type="checkbox"/> 火災、雪害、盗難にあった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）または領収書 <input type="checkbox"/> 大学生のいる家庭では在学証明書 <input type="checkbox"/> 預金口座番号
事業所得の方	◆営業所得者およびその他の事業所得者 <input type="checkbox"/> 現金出納帳（売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳） <input type="checkbox"/> 自家消費、事業用消費の整理帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳（売上原価の整理） <input type="checkbox"/> たな卸帳	<input type="checkbox"/> 経費帳（科目毎の必要経費の整理⇒租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費）
	◆農業所得者 <input type="checkbox"/> 米以外の収入がある方は、農協等からの出荷証明書 <input type="checkbox"/> 農機具購入契約書と領収書（金額の多少にかかわらず必要です） <input type="checkbox"/> 土地改良費・水利費のわかるもの <input type="checkbox"/> 農作業の受委託のわかるもの <input type="checkbox"/> 支払小作料のわかるもの	<input type="checkbox"/> 農業用の借入金利子証明書 <input type="checkbox"/> 米政策等に係る拠出金のわかるもの <input type="checkbox"/> 雇人費明細書（農作業毎の賃金の明細、領収書） <input type="checkbox"/> 大農具の損害保険領収書 <input type="checkbox"/> 客土費用（3年償却）の領収書 <input type="checkbox"/> その他収入、支出状況がわかるもの
	◆その他の所得者 大工、左官等の方が持参するもの <input type="checkbox"/> 年間の稼働日数明細書（月別、仕事先と賃金の明細） 大工、左官等で請負仕事の場合は機械・器具（道具）の購入費および修理費、税金（自動車税、重量税）、車検経費の領収書 <input type="checkbox"/> 請負工事毎の損益計算書 <input type="checkbox"/> 全国建設工事国保の保険料領収書	
給与所得の方	<input type="checkbox"/> 給与、報酬、賃金の源泉徴収票 日雇、出稼ぎ収入のあった方は、所得税（源泉徴収税額）が還付される場合がありますので、勤務先から必ず源泉徴収票を取り寄せてください。	
年金等の所得の方	各種年金については、老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金、遺族年金、厚生年金、共済年金、公務扶助料、恩給等すべての年金等が含まれます。申告には各種年金の源泉徴収や支払通知書を提示してください。	
譲渡所得の方	譲渡所得のある方で税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありません。譲渡所得者（土地、建物を買った場合）が税務署へ持参するものは次のとおりです。 <input type="checkbox"/> 譲渡した物件に係る売買契約書（または売買価格を証明できる書類）	<input type="checkbox"/> 譲渡費用（仲介手数料、測量費など）の領収書 <input type="checkbox"/> 収用の場合は買取り証明書 <input type="checkbox"/> 交換および代替地を受け取った場合は契約書（または覚書）
その他	不動産所得 一時所得 <input type="checkbox"/> 収入明細及び経費明細（保険満期金等） <input type="checkbox"/> 配当所得・退職所得がある方 <input type="checkbox"/> 支払調書等支払額がわかるもの	

2月1日～3月17日まで

申

告

相

談

平成19年分の申告相談を2月1日～3月17日まで行います。(消費税込の申告も受付します。：簡易申告のみ)

日程表で対象地区と日時を確認のうえ、指定の会場で申告してください。

なお、指定日時にご都合がつかない場合には、日程変更も可能ですのでお気軽にご連絡ください。

- 合川支所企画総務課 ☎ 62-1116
- 森吉支所企画総務課 ☎ 78-2100
- 阿仁支所企画総務課 ☎ 82-2111

申告しなければならない方

- 平成20年1月1日現在「北秋田市に住んでいる方（住民登録をしないで住んでいる方も申告しなければなりません）」
- 給与以外の収入・所得がある方

申告する必要のない方

- 税務署に確定申告書を提出される方
- 給与所得だけの方で職場で年末調整を行った方

農業の申告をされる方へ

- 今回の申告から経営規模等にかかわらず簡易計算による申告が廃止されます。農業申告はすべて収支計算によることになりまして、農協などの指導を受けて収支内訳書を作成し、収支の内容がわかる書類（収支計算ノートなど）を持参のうえ各地区で申告してください。

住宅借入金（取得）等特別控除を受ける方

- 平成19年中に新増築、売買などにより住宅を取得し、住宅借入金特別控除を受けようとする方は、次の書類を持参のうえ確定申告してください。
- 家屋の取得と同時に土地も取得

された方は土地の取得に係る分の書類もご準備願います。

- 住民票
- 登記簿謄本
- 工事請負契約書又は売買契約書（写し）

●住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

●所得税を源泉されている方で前年まで住宅借入金（取得）等特別控除を受けている方は「住宅借入金（取得）等特別控除証明書」を必ず持参してください。

※紛失された方は税務署で再交付を受けてください。

④控除対象となる増改築等の範囲に一定のバリアフリー改修工事が加えられました。この控除を受けるためには証明書が必要です。詳しい要件等についてはお問い合わせください。

定率減税の廃止について

①景気対策のための定率減税の措置は、経済状況の改善等を踏ま

【鷹巣地区の方のみ】

年金収入のみの世帯の方・住宅借入金等特別控除または医療費控除を受ける方

申告事務については毎年大変混雑し、ご迷惑をおかけしてあります。これを少しでも解消するため、

- 世帯の収入が年金のみの方
- 住宅借入金等特別控除で還付申告をされる方（初年度の申告）
- 医療費控除で還付申告をされる方を対象として申告相談を実施します。

・月日 2月4日(月)～5日(火)
 ・受付 午前7時～午後4時
 ・場所 市役所本庁3階大会議室
 ※①～③の方で、事業所得等がある方は地区の定められた日程で申告願います。(申告開始時間は全日程で9時からです)